

令和7年度・令和8年度 指名競争入札参加資格審査申請について

令和7年度・令和8年度の指名競争入札参加資格審査申請の受付を行いますので、参加資格を有することを希望される個人又は法人の事業者は、下記の事項を確認し提出してください。

1 申請受付の対象となる業種

- 建設工事
- 測量・建設コンサルタント等
- 物品・委託（役務の提供等）

2 資格の有効期間

- 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3 受付期間

- 令和7年1月6日から令和7年2月17日まで

4 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- 郵送
※令和7年2月17日必着
- 役場に直接持参
※土曜日・日曜日・祝日を除く。
※午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 提出先

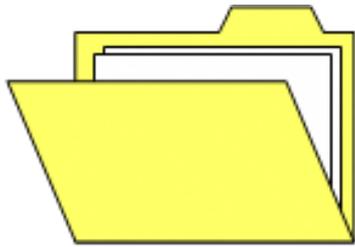
高鍋町役場 財政経営課 契約管財係

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

6 その他

- 申請前に必ず提出書類チェックシート（別紙）で書類の不備がないか確認してください。
※書類の不備があった場合は、申請を受け付けることができません。
- 水道事業に関する指名競争入札参加資格審査申請も併せて町が受け付けます。
- 受付票は用意していますが、事業者が用意した任意の受付票でも構いません。
郵送による申請をされる方で受付票の返送が必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒又はハガキを同封してください。

- 申請の際は、個別フォルダー（下図参照）をご用意いただき、書類は個別フォルダーに挟んでください。
 - ① 色の指定はありません。
 - ② 事業者名等の記入は不要です。
 - ③ 留め金等で綴じる必要はありません。
 - ④ 複数の業種を申請する場合であっても、個別フォルダーは1枚で結構です。



[個別フォルダー]

※一般的なフラットファイルとは異なります。

7 問合せ先

| | | |
|-------|---------------------------------|-------|
| 高鍋町役場 | 財政経営課 | 契約管財係 |
| 電話 | 0983-26-2002 | |
| ファックス | 0983-23-6303 | |
| メール | zaiseikeiei@town.takanabe.lg.jp | |

(別紙)

提出書類チェックシート

◆建設工事

| 提出書類 | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事） | <input type="checkbox"/> |
| 工事経歴書 | <input type="checkbox"/> |
| 営業所一覧表（建設工事） | <input type="checkbox"/> |
| 有資格者数確認調書（建設工事） | <input type="checkbox"/> |
| 技術者経歴書 | <input type="checkbox"/> |
| 建設業許可通知書（写可） | <input type="checkbox"/> |
| 総合評定値通知書（写可） | <input type="checkbox"/> |
| 建設業退職金共済組合又は中小企業退職共済事業団の加入証明書（写可） ※ | <input type="checkbox"/> |

※未加入の場合は、その理由書（任意様式）

◆測量・建設コンサルタント等

| 提出書類 | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） | <input type="checkbox"/> |
| 測量等実績調書 | <input type="checkbox"/> |
| 営業所一覧表（測量・建設コンサルタント等） | <input type="checkbox"/> |
| 有資格者数確認調書（測量・建設コンサルタント等） | <input type="checkbox"/> |
| 技術者経歴書 | <input type="checkbox"/> |
| 業態調書（測量・建設コンサルタント等） | <input type="checkbox"/> |
| 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写可） | <input type="checkbox"/> |

◆物品・委託（役務の提供等）

| 提出書類 | |
|------------------------|--------------------------|
| 指名競争入札参加資格審査申請書（物品・役務） | <input type="checkbox"/> |
| 営業経歴書（物品・役務） | <input type="checkbox"/> |
| 営業所一覧表（物品・役務） | <input type="checkbox"/> |

●共通事項

| 提出書類 | |
|--------------------|--------------------------|
| 使用印鑑届 | <input type="checkbox"/> |
| 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書 | <input type="checkbox"/> |
| 委任状 | <input type="checkbox"/> |
| 特別徴収実施確認・開始誓約書 | <input type="checkbox"/> |
| 納税証明書-町税（写可） | <input type="checkbox"/> |
| 〃 -国税（写可） | <input type="checkbox"/> |
| 個別フォルダー | <input type="checkbox"/> |

注意点

建設工事について

○健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入について

以下に該当する方の申請は受け付けることができませんので十分注意してください。

- ・健康保険・厚生年金保険に加入義務がありながら未加入

※健康保険・厚生年金保険に加入義務があるのは、法人及び従業員が5人以上の個人事業所となります。

- ・健康保険・厚生年金保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある。

- ・雇用保険に加入義務がありながら未加入

※雇用保険に加入義務があるのは、従業員（法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く）を1人でも雇用する事業所となります。

- ・雇用保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある

◆健康保険・厚生年金保険・雇用保険への加入の確認は、経営事項審査結果通知書で行いますが、審査基準後に加入した場合（結果通知書では加入が確認できない場合）は、加入が確認できる書類（完納証明書、労働保険概算・確定保険料申告書等）又は加入手続中であることが分かる書類を申請時に添付してください。なお、経営事項審査で健康保険・厚生年金保険・雇用保険加入の有無が「有」又は「適用除外」の場合は不要です。

○総合評定通知書について

通知書は、申請時点において最新のものをご提出してください。

※経営事項審査を受けていない場合は建設工事の申請はできません。

申請書の記載について

○申請書について

- ・名称は、略することなく正式名称を記載してください。
- ・所在地は、都道府県から記載してください。

○工事経歴書・測量実績調書・営業経歴調書について

少なくとも直前1年間の実績等について記載してください。

直前1年間分に加え2～3年分を記載していただいても差し支えありません。

○営業所一覧表について

- ・建設業の許可を有する本店または支店等営業所の名称を記載してください。
- ・所在地については、都道府県から記載してください。

○有資格者数確認調書について

代表者を含む従業員すべてにおいて有資格者の人数を記載してください。

○技術者経歴書について

業種毎に携わった実務を記載してください。数が多く記載しきれない場合は、代表的なものをいくつか記載してください。

《共通事項》

○暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

高鍋町では、高鍋町暴力団排除条例の規定に基づき、事業者には暴力団関係者（暴力団員や暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）がいる場合は、入札に参加させないこととしています。

宮崎県警察本部に照会をした結果、そのような事実を把握した場合は、当該事業者は他の要件を満たしていても入札に参加することはできませんのでご注意ください。

○納税証明書

・高鍋町内に本店、支店又は営業所が所在する事業者

①町税（納税証明書）

滞納のないことの証明の写し

②国税（消費税及び地方消費税等の納税証明書等）

法人・・・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない証明書の写し
（税務署発行の「その3の3」）

個人・・・「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない証明書の写し（税務署発行の「その3の2」）

・高鍋町内に本店、支店又は営業所等がない事業者（国税のみ）

上記の②に同じ

○特別徴収実施確認・開始誓約書

高鍋町内に本店、支店又は営業所等があり、従業員を雇用している場合は提出が必要となります。

ご不明な点は高鍋町役場税務課町民税係（電話：0983-26-2011）へお問合せください。

○委任状

本店から支店、営業所等への委任行為がある場合は、委任状の提出が必要となります。

○その他

(1) 提出様式は、高鍋町が指定する様式又は国土交通省に準ずる様式・任意様式でも提出可能です。

(2) 各証明書は、発行から3か月以内のものを用いてください。